

平成19年度悪臭防止法施行状況調査について（お知らせ）

平成20年12月8日（月）
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直通 03-5521-8299
代表 03-3581-3351
室長 志々目 友博（内線 6540）
補佐 山下 雄二（内線 6543）
担当 古川 由美子（内線 6545）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成19年度における悪臭防止法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（1）悪臭規制等の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成19年度末現在、全国の市区町村の72.0%に当たる1,307市区町村であった。

法に基づく規制地域内において、同法に基づく立入検査が2,695件（前年度3,145件）実施された。また、測定が105件（同122件）実施された結果、規制基準を超えていたものが52件（同50件）であり、法に基づく改善勧告は5件（同6件）行われたが、改善命令は行われなかった（同0件）。この他、行政指導が1,948件（同2,353件）行われた。

1. 目的

悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区に対して、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめているものである。

2. 調査結果

（1）悪臭規制等の状況

① 規制地域の指定状況

悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成19年度末現在、1,307市区町村（全国の市区町村数の72.0%）であった（表1）。

表1 規制地域の指定状況（平成19年度末現在）

	市区町村数	規制地域を有する	
		市区町村数	
市	783	725	(92.6%)
区	23	23	(100.0%)
町	815	504	(61.8%)
村	195	55	(28.2%)
計	1,816	1,307	(72.0%)

② 悪臭防止法に基づく規制措置等の状況

平成19年度の規制地域内における悪臭防止法に基づく措置等の状況についてみると、立入検査は2,695件（前年度3,145件）、報告の徴収は487件（同556件）、測定は105件（同122件）であった。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは52件（同50件）であり、法に基づく改善勧告は5件（同6件）行われたが、改善命令は行われなかった（同0件）。これらの措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が1,948件（同2,353件）行われた（表2）。

表2 悪臭防止法の措置等の状況（件数）

行政措置等	平成19年度	平成18年度	前年度比
立入検査	2,695	3,145	85.7%
報告の徴収	487	556	87.6%
測定	105	122	86.1%
（うち基準超過）	52	50	104.0%
改善勧告	5	6	83.3%
改善命令	0	0	-
行政指導	1,948	2,353	82.8%

（2）臭気測定業務従事者（臭気判定士）の状況

平成8年に創設された臭気測定業務従事者（臭気判定士）の数は年々増加しており、平成19年度末現在の臭気判定士免状の取得者数は2,929名（前年度2,700名）となった。